

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | | |
|----------|---|---|
| 事故等番号 | 2009仙第117号 | |
| 事故等種類 | 転覆 | |
| 発生日時 | 平成21年11月12日 06時35分ごろ | |
| 発生場所 | 青森県つがる市十三港南突堤灯台から真方位186°7, 200m付近 (概位 北緯40°58.5′ 東経140°18.5′) | |
| 事故等調査の経過 | 平成21年11月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 | |
| 事実情報 | <p>船種船名、総トン数 漁船 ^{たくおう}拓央丸、0.8トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 AM3-60026（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、二級小型船舶操縦士</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 キャビン損壊、船外機濡れ損</p> | |
| 事故等の経過 | <p>本船は、船長1人が乗り組み、つがる市車力漁港南防波堤付近で刺し網を海中に入れたのち、波浪が大きくなったので、帰港することとし、船外機を後進にかけた際、船外機のプロペラに刺し網が絡んだ。</p> <p>船長は、船外機をチルトアップして、プロペラに絡んだ刺し網をナイフで切っていたところ、船首側から大波を受けて船内に海水が打ち込み、船体が少し右方に横向きになり、続いて左舷側から大波を受け、平成21年11月12日06時35分ごろ、本船は右舷側に傾斜して、転覆した。</p> <p>船長は海上保安庁のヘリコプターで救助され、本船は転覆したまま車力漁港付近の砂浜に乗り揚げ、その後廃船処理された。</p> | |
| 気象・海象 | <p>気象：天気 曇り、風向 北、風力 5、気温 約0.9℃</p> <p>海象：波浪 波高 約3m</p> | |
| その他の事項 | 船長は、救命胴衣を着用していた。 | |
| 分析 | 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析 | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、車力漁港南防波堤付近において船外機のプロペラに絡んだ刺し網を取り外していた際、連続した大波を船首側及び左舷側から受けて傾斜し、転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していたことにより被害の拡大を防止できた可能性があると考えられる。</p> |
| 原因 | 本事故は、本船が車力漁港南防波堤付近において、船外機のプロペラに絡んだ刺し網を取り外していたとき、大波を連続して受けたため、船体が傾斜して転覆したことにより発生したものと考えられる。 | |